



事業者と金融機関との緊密な関係構築のために ～企業価値担保権～

企業価値担保権とは？

企業価値担保権とは、**不動産担保や経営者保証に過度に依存しない、事業の将来性にに基づく融資（事業性融資）を後押しするための新しい制度**です。

2024年6月に企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し、**2026年5月25日から取り扱いが始まります**。

企業価値担保権のコンセプト

	<p>事業者と金融機関の緊密な信頼関係を構築する （＝将来性に依拠するための大前提）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 担保目的財産は、会社の総財産(7条) ✓ 企業価値担保権は、商業登記簿に登記(15条) ✓ 企業価値担保権者は、制度概要等の説明義務を負う(40条) ✓ 事業者は、将来性に基づく融資判断の前提（事業計画等）を超える財産処分（事業譲渡等）をする際、企業価値担保権者と事前のコミュニケーション・同意が必要(20条)
	<p>事業の継続・成長を支える （＝将来性に依拠した融資の後押し）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極度額の設定（上限額の設定）は、任意であり、事業の成長に応じた資金需要の増加にも対応可能。なお、極度額は、借り手からの請求があれば、設定される(9条) ✓ 事業の継続に支障を来すような他の担保権の実行等に対して異議が可能(19条)

出典）金融庁「企業価値担保権（旧：事業成長担保権）について」
<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>

制度の詳細

項目	企業価値担保権	備考
① 担保目的財産	総財産	将来取得財産を含み、のれん等の無形資産も含まれます
② 借り手 (債務者・設定者)	株式会社、持分会社	他人・他社の債務を担保することは禁止 但し、他人・他社の債務を保証し、これによって生じた自己の保証債務を担保することは許容されます
③ 担保権者	企業価値担保権信託会社	免許制(銀行が兼ねることができます)
④ 貸し手 (被担保債権者)	制限なし	銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可です 重複担保権の実行禁止(設定は可能)
⑤ 対抗要件	商業登記簿への登記 (費用は3万円)	他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後で決定します
⑥ 借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由	重要な財産の処分等、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損に繋がり得る「通常の事業活動の範囲外の行為」には、担保権者(＝銀行)の同意が必要です(「重要な財産」の定義は、個別にご相談させていただきます)
⑦ 貸し手の権限 制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限	経営への適切な規律付けの観点から、停止条件付保証契約を締結させていただく場合があります
⑧ 極度額設定	任意(原則、不要)	契約締結時の設定や債務者からの書面請求等により設定可能です(但し、貸出金額(期中利息等含む)を下回らない範囲)
⑨ 機関決定	取締役会決議等が必要	会社法上の重要な財産の処分と解され、取締役決定や取締役会決議が必要です
⑩ 担保実行手続	事業譲渡等によって換価	事業譲渡の対価から、不特定被担保債権留保額を控除した額を限度に配当が可能です 企業価値担保権者による実行手続の申立てや破産手続開始等によって元本が確定します

出典）金融庁 企業価値担保権 周知用チラシより抜粋

どんな場面で使えるの？

- スタートアップ企業
⇒ ノウハウ等の強み、それに基づく事業計画等の**将来・定性情報も評価対象に**
- 事業承継・事業再生を考えている企業
⇒ 新たな事業計画・経営体制等の下で**資金需要への対応が可能に**
- 事業拡大を考えている企業
⇒ 事業の継続・成長のために必要な設備投資等の際、設定した金融機関がメインバンクであることが明確となり、**金融機関間の調整がスムーズに**
- M&A、プロジェクトファイナンス
⇒ 類似した性質の全資産担保の代替として、**設定手続きが簡便・安価に**

注意すべき点は？

- 取引金融機関の位置付けが明確になります（**設定した金融機関はメインバンク、それ以外は非メインバンク**となります）。
- 金融機関に提示した事業計画を踏まえ伴走支援を受けるために、**提出する資料や情報をより充実させることが必要**になります（⇒金融機関との緊密な関係構築につながります）。
- 事業計画から逸脱する場合等（通常の事業範囲を超える財産処分時）には金融機関と事前のコミュニケーション・同意が必要になります。
- **金融機関には、担保権設定契約（信託契約）の内容に関する説明義務等が課**されています。それに伴い、**一定の事務費用（信託費用等）が生じる**場合があります。

よくあるご質問

Q	A
「総財産」が担保だとすると、通常の支払いもできなくなるの？	通常の支払いは、従来通り、自由です。ただし、「通常の事業活動の範囲」を超える行為（事業譲渡や重要財産の処分等）は、融資審査において前提とした事業の将来性に影響するため、金融機関の同意が必要となります。なお、予め事前に同意の要件を定めることも可能です。
担保を設定すると、なぜ取引金融機関の位置付けに影響するの？	担保を設定することで、金融機関間の権利関係について、優先順位がつくためです。
従来通り、年1回決算書を提出すればいいの？	事業者への伴走支援をより充実させるという制度趣旨から、従来よりも、試算表や資金繰り表など、各種資料をご提出いただく機会が増えます。お客さまの事業について、これまで以上に理解を深めるため、緊密な関係を構築するために必要ですので、ご容赦ください。

岐阜信用金庫では、企業価値担保権の取り扱い開始に向け準備しておりますので、お問い合わせ等については取り扱い開始後（2026年5月25日予定）にお取引先店舗までご相談ください。